

1. 計画策定の趣旨

大阪府では、平成16年3月に「大阪府母子家庭等自立促進計画」を策定し、これまで四次にわたり計画を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進に努めてきました。「第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「第五次計画」という。）は、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、取組をさらに強化するとともに、ひとり親家庭等を取り巻く状況を踏まえ、府としての取組を示すことを目的に策定するものです。

2. 取組期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間

3. 計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「母子父子寡婦福祉法」という。）に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）（以下、「国の基本方針」という。）を踏まえ策定するもの。

4. 第五次計画の推進

第五次計画の推進にあたっては、国、大阪府の関係部局、市町村及び母子・父子福祉団体等の関係団体が連携して取り組むとともに、大阪府子ども計画と併せて適切な進行管理を行います。

5. 第五次計画の基本理念

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成するひとつの家族形態として、自らの力を発揮できるよう、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画(案)

6. 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画構成(案)

I 計画の策定にあたって

- 計画策定の趣旨 本計画は、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、取組をさらに強化するとともに、ひとり親家庭等を取り巻く状況を踏まえ、府としての取組を示すことを目的に策定するもの
- 位置づけ 母子父子寡婦福祉法第11条に規定する国の基本方針を踏まえた、同法第12条に定める自立促進計画
- 計画期間 令和7年度から令和11年度の5年間
- 基本理念 ～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～
子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成するひとつの家族形態として、自らの力を発揮できるよう、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。

II ひとり親家庭等を取り巻く現状・課題 ※アンケート調査結果より

- 母子家庭の母の90%以上が就業しているものの、半数近くはパート・アルバイト等での就労形態で、収入は低水準。
- 父子家庭では、子どもの養育、家事等の生活面で困難を抱えている。
- ひとり親世帯で、養育費を受け取っていない割合は約70%以上、親子交流を実施していない割合は約50%以上。
- 相談窓口となる施設や制度等を知らなかった割合が大半を占めており、これらの利用実績についても低い状況にある。

III 推進にあたっての基本的な考え方

○国、大阪府、市町村等の役割分担と連携による支援

○福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援

IV 計画の基本目標及び具体的取組

1. 就業支援
母子家庭等就業・自立支援センター事業の就業と生活支援を組み合わせた支援を軸としつつ、関係機関・事業との連携の下、総合的な取組として推進。
2. 子育てをはじめとした生活面への支援
子育てを行いながら就業等ができるよう、生活面への支援を行う。
3. 共同養育の取組
子どもの福祉の観点から、親子交流支援や養育費の受給等促進を行う。
4. 経済的支援
他制度との連携も含めた円滑な貸付・給付事務等を実施する。
5. 相談機能の充実
支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図る。
6. 人権の尊重
ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、人権啓発の取組を進める。

7. 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画目次

I 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 第五次計画の位置づけ
3. 第五次計画の取組期間
4. 第五次計画の策定体制
5. 第五次計画の推進
6. 第五次計画の評価
7. 第五次計画の基本理念

II ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

1. 離婚件数等の状況
2. 第五次計画策定に係るひとり親家庭等へのアンケート調査
3. 現状と課題のまとめ

III 第五次計画推進にあたっての基本的な考え方

1. 推進にあたっての基本的な考え方

IV 第五次計画の基本目標及び具体的取組

1. 計画の基本目標
 2. 計画の具体的取組
- 基本目標 1 就業支援
- 基本目標 2 子育てをはじめとした生活面への支援
- 基本目標 3 共同養育の取組
- 基本目標 4 経済的支援
- 基本目標 5 相談機能の充実
- 基本目標 6 人権の尊重

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画(案)

8. 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画(案)に基づく今後の方向性(案)

基本目標1 就業支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談や就業情報提供、生活や養育費等の相談対応、就業支援講習会の充実など、就業と生活支援を組み合わせたワンストップによる支援を軸としながら、民間事業主等への働きかけや表彰制度の推進による環境の整備などを、関係機関や関係事業との連携のもと総合的な取組として推進していきます。

基本目標2 子育てをはじめとした生活面への支援

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業及び就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、子どもの貧困対策の観点も踏まえながら、保育所への優先入所、多様な保育、子育て支援サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援に取り組みます。

基本目標3 共同養育の取組

子どもの福祉の観点から、離婚後も父母が共同して子どもを養育する環境が推進されるよう、親子交流や養育費に関する啓発や相談体制の整備に取り組むとともに、親子交流支援や養育費の取り決めや受給促進を行います。

基本目標4 経済的支援

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等に関して、さまざまな場面での情報提供に努めるほか、関係職員に対する研修等の実施により、他の支援制度との連携も含めた円滑な貸付・給付事務等を実施します。

基本目標5 相談機能の充実

ひとり親家庭の親等の子育てをはじめとした生活面や就業等に関するさまざまな悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図ります。

基本目標6 人権の尊重

ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、自己実現を図ることができるよう、総合的な施策推進に努めるとともに、ひとり親家庭等が不当な差別や偏見により人権侵害されることのないよう、人権啓発の取組を進めます。